



許可番号 01858002613

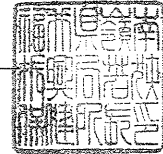
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
氏名 エコシステムジャパン 株式会社 代表取締役 石川 統一



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県嶺南振興局若狭保健所長 久住 健一



許可の年月日 平成27年10月6日
許可の有効年月日 平成34年9月29日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発性油、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンもしくは1,4-ジメチルを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、またはカドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオム、シジウム、チオベンゾグ、ベンゼンもしくは1,4-ジメチルを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオム、シジウム、チオベンゾグ、ベンゼンもしくは1,4-ジメチルを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃PCB等（低濃度PCB廃棄物に限る。）

PCB汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る。）

汚泥（カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオム、シジウム、チオベンゾグ、ベンゼンまたは1,4-ジメチルを含むことのみにより有害なものに限る。）

ばいじん（水銀、カドミウム、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物またはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃え殻（カドミウム、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物またはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。） 以上 8種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとにそれぞれ積替えまたは保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ（積替えまたは保管を行う場合に限る。）

なし

（裏面あり）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成5年9月30日 新規許可
- (2) 平成10年9月30日 更新許可
- (3) 平成14年8月26日 変更許可

・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃油（トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロタン、1, 1-ジクロエレン、シス-1, 2-ジクロエレン、1, 1, 1-トリクロロタン、1, 1, 2-トリクロロタン、1, 3-ジクロロペンまたはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸（ кадミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロタン、1, 1-ジクロエレン、シス-1, 2-ジクロエレン、1, 1, 1-トリクロロタン、1, 1, 2-トリクロロタン、1, 3-ジクロロペン、チラム、シジン、チベンカブまたはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（ кадミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロタン、1, 1-ジクロエレン、シス-1, 2-ジクロエレン、1, 1, 1-トリクロロタン、1, 1, 2-トリクロロタン、1, 3-ジクロロペン、チラム、シジン、チベンカブまたはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）および汚泥（ кадミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロタン、1, 1-ジクロエレン、シス-1, 2-ジクロエレン、1, 1, 1-トリクロロタン、1, 1, 2-トリクロロタン、1, 3-ジクロロペン、チラム、シジン、チベンカブまたはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加

- (4) 平成15年9月30日 更新許可
- (5) 平成20年10月10日 更新許可
- (6) 平成23年6月15日 再交付
- (7) 平成25年4月18日 優良確認
- (8) 平成25年6月12日 変更許可

・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃油（1, 4-ジクロロペンを含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸（1, 4-ジクロロペンを含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（1, 4-ジクロロペンを含むことのみにより有害なものに限る。）および汚泥（1, 4-ジクロロペンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加

- (9) 平成27年1月5日 変更許可

・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（水銀を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃PCB等（低濃度PCB廃棄物に限る。）、PCB汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る。）、ばいじん（水銀、 кадミウム、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物またはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）および燃え殻（ кадミウム、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物またはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加

- (10) 平成27年10月6日 更新許可（優良認定）
 - (11) 平成28年4月21日 再交付
- ・代表者の氏名の変更

5. 積替え許可の有無

福井県には政令市がないため記載事項なし。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無